

立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則

立川市教育委員会就学援助規則（平成20年立川市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(対象)</p> <p>第2条 立川市教育委員会（以下「委員会」という。）が就学援助を行う者は、市内に住所を有する児童及び生徒で、国公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校前期課程に在籍する者の保護者（法第16条に規定する「保護者」をいう。以下同じ。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア及びイ ……略……</p> <p>ウ <u>生活保護法第8条に規定する基準に基づき</u>、当該年度の前年度における保護者が属する世帯の年間総収入額（以下「年間総収入額」という。）を12で除した額から住宅扶助基準額及び給食費基準額を控除したもの（以下「月收入額」という。）を、生活扶助基準額及び教育扶助基準額を加えたもので除した値が100分の150以下となるもの</p> <p>エ及びオ ……略……</p> <p>(援助内容)</p> <p>第5条 就学援助は、次の各号に掲げる費用について支給する。</p> <p>(1)～(7) ……略……</p>	<p>(対象)</p> <p>第2条 立川市教育委員会（以下「委員会」という。）が就学援助を行う者は、市内に住所を有する児童及び生徒で、国公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校前期課程に在籍する者の保護者（法第16条に規定する「保護者」をいう。以下同じ。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア及びイ ……略……</p> <p>ウ <u>生活保護法8条による基準に基づき</u>、当該年度の前年度における保護者が属する世帯の年間総収入額（以下「年間総収入額」という。）を12で除した額から住宅扶助基準額及び給食費基準額を控除したもの（以下「月收入額」という。）を、生活扶助基準額及び教育扶助基準額を加えたもので除した値が100分の150以下となるもの</p> <p>エ及びオ ……略……</p> <p>(援助内容)</p> <p>第5条 就学援助は、次の各号に掲げる費用について支給する。</p> <p>(1)～(7) ……略……</p>

<p>(8) 卒業アルバム代</p> <p>(9) <u>入学準備金</u></p> <p>(10) <u>その他委員会が必要と認めるもの</u></p> <p>2 ……略……</p> <p>(支給方法)</p> <p>第7条 ……略……</p> <p>2～5 ……略……</p> <p>6 <u>前各項</u>の規定にかかわらず、就学援助費のうち医療費については、 受給者に対して医療券を交付し、その費用を委員会が医療機関又は薬局へ直接支払うものとする。</p>	<p>(8) 卒業アルバム代</p> <p>(9) <u>その他委員会が必要と認めるもの</u></p> <p>2 ……略……</p> <p>(支給方法)</p> <p>第7条 ……略……</p> <p>2～5 ……略……</p> <p>6 <u>前5項</u>の規定にかかわらず、就学援助費のうち医療費については、 受給者に対して医療券を交付し、その費用を委員会が医療機関又は薬局へ直接支払うものとする。</p>
--	---

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。